

特定非営利活動法人 知的障害者在宅支援・りぼん定款

第1章 総則

第1条（目的）

この法人は、知的に障害のある人達の自立をめざし、住むところ、働くところ、余暇を楽しむところにおける支援と、地域での社会参加を積極的に進めることにより、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

第2条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人「知的障害者在宅支援・りぼん」と称する。但し、登記上は「知的障害者在宅支援りぼん」とする。

第3条（事業）

この法人は、特定非営利活動促進法の別表1号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者支援事業
- ② 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- ③ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- ④ レクリエーション活動支援事業
- ⑤ ガイドヘルプボランティア養成研修事業
- ⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

（2）その他の事業

- ① 物品の斡旋及び販売
- ② 役務の提供

2. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことが出来るものとし、収益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第4条（事務所）

この法人は、事務所を札幌市に置く。

第2章 会員

第5条（会員の種類）

この法人の会員は次の3種とし、18才以上の利用会員と援助会員を特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 利用会員 この法人の目的に賛同し支援の受け手となるために入会した個人
- (2) 援助会員 この法人の目的に賛同し支援のために入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同しこの法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

第6条（加入）

この法人に会員として加入しようとする者は、加入申込書に初年度の会費を添えて申し込まなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2. 初年度会費の金額等は、総会の議決を経て別に定める。

第7条（会費）

会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

第8条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 1年以上会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会員である個人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき

第9条（脱退）

この法人を、脱退しようとする者は、脱退届を理事会に提出することにより、任意に脱退することができる。

第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決に基づき除名することができる。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この法人の定款又は規則に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第11条（会費等の不返還）

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第12条（役員）

この法人に次の役員を置く。

- （1）理事 4名以上10名以内
 - （2）監事 1名以上2名以内
2. 理事のうち、1名を理事長とする。
 3. 理事のうち、1名を副理事長とする。

第13条（役員を選任）

役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2. 理事長及び副理事長は、理事会の互選によって決定する。

第14条（役員の職務）

理事長は、この法人を代表し、その活動をとりまとめる。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、業務を執行する。

4. 監事は、特定非営利活動促進法第18条に定める職務を行う。

第15条（役員任期）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。
3. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条（役員解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した会員の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第17条（役員報酬）

役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲以内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第18条（事務局）

この法人に事務局を設けることができる。

2. 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任命する。
3. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

第19条 (種別)

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第20条 (構成)

総会は、社員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

第21条 (機能)

総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画、事業活動報告及び収支決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 理事会は、この定款で別に定めるものの他、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 理事会として総会に付議する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第22条 (開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき
- (2) 社員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 特定非営利活動促進法第18条第4号の規定により、監事から会議の目的たる事項を示して招集があるとき。

3. 理事会は、次の何れかの場合開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

第23条（招集）

会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から、14日以内に会議を招集しなければならない。
3. 会議を招集する場合は、社員又は理事（以下「構成員」という）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第24条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

第25条（定足数）

会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第26条（議決）

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決する。

第27条（書面表決等）

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第28条（議事録）

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の総数
- (3) 会議に出席した構成員の数及び、理事会にあってはその氏名（書面による表決及び表決の委任者を含む）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

第29条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

第30条（資産の管理）

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第31条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第32条（事業会計・収支決算）

この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2. この法人の事業計画は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければ

ばならない。

3. この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第33条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第34条（その他の事業の会計）

その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第6章 解散及び定款の変更

第35条（解散）

この法人は総会の議決による解散をするときは、総会において社員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。

第36条（定款の変更）

この定款は、総会において出席した社員の3分の2以上の議決を得、変更することができる。この場合、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、北海道の認証を受けて効力を得る。

第7章 雑則

第37条（公告）

この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行うとともに官報に掲載して行うほか、インターネットによる公開等の多様な手法を活用することができる。

第38条（雑則）

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

付則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、平成15年3月31日までとする。
3. この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成14年3月31日までとする。
5. この定款は、平成21年12月 5日 から施行する。
6. この定款は、平成26年 月 日 から施行する。